

犬を飼われる方へ



▼犬を飼い始めたら

生後 91 日以上 の犬を飼い始めた方は、町へ登録をしてください。

(登録には手数料 3,000 円が必要です。)

▼犬の登録内容に変更があるとき

①犬が死んだ場合

町へ死亡届を提出してください。

②町内に犬が転入した場合

前の自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、町で手続きをしてください。

③町外へ犬が転出した場合

転出先自治体の犬を担当する課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。

④飼い主の住所を変更した場合

町で変更の手続きをしてください。

◆問い合わせ 生活衛生課
☎0820(79)1010

家畜飼養者の皆さまへ

◎全ての反芻獣・豚・馬・家禽は1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の宮崎県における口蹄疫や全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、平成 23 年より家畜や家禽の所有者は、毎年 1 回、飼養している家畜や家禽の頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となりました。

《対象家畜》牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし

《対象家禽》鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

小規模飼養者とは、

●牛・水牛・馬 1頭

●鹿・羊・山羊・豚・いのしし 5頭以下

●鶏・うずら・あひる・きじ・ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも 99羽以下

●だちょう 9羽以下

◆報告期限 3月7日(月)

◆提出場所 農林課または各総合支所、出張所

※報告書の様式につきましては、周防大島町役場農林課までお問い合わせください。または農林水産省の家畜伝染病予防法の改正HPからもダウンロードできます。

◆問い合わせ 農林課 農林振興班 ☎0820(79)1002
東部家畜保健衛生所 ☎0820(22)2416

●周防大島町賃借料情報

農地の区分		平均額	最高額	最低額
田(水稲)の部	基盤整備地域	3,700円	4,500円	2,100円
	未整備地域	10,900円	13,300円	4,200円
畑(普通畑)の部		6,400円	6,500円	6,400円
畑(樹園地)の部		3,700円	7,100円	1,900円

※農地の賃借の方法は、上記のほか、借賃の発生しない「使用賃借」(H27年実績228筆)があります。

☎0820(79)1002

農業委員会(農林課内)

■問い合わせ

平成27年1月から12月までに締結(公定)された貸借(105筆)における賃借料水準(10a当たり)は、左表のとおりとなっています。

農地の賃借料情報を提供します